

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国と  
スイスとの間の条約を改正する議定書の説明書

外  
務  
省



目次

|   |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 一 | 概説                              | 一 |
| 1 | 議定書の成立経緯                        | 一 |
| 2 | 締結の意義                           | 一 |
| 二 | 議定書の主要な内容                       | 一 |
| 1 | 事業利得に対する課税に関する規定の新設             | 一 |
| 2 | 投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定 | 一 |
| 3 | 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定            | 二 |
| 4 | 条約の特典の濫用を防止するための規定              | 二 |
| 三 | 議定書の実施のための国内措置                  | 二 |



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

政府は、昭和四十六年（千九百七十一年）十二月に効力を生じ、平成二十三年（二千十一年）十二月に一部改正されたスイスとの間の現行の租税条約の内容を改正するため、令和二年（二千二十年）十二月から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、令和三年（二千二十一年）七月十六日にベルンにおいて、日本側在スイス白石大使とスイス側フリュツキガー大使・国際金融庁副長官との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。事業利得に関し、恒久的施設に帰属する課税対象利得を明確化する規定を新設するほか、我が国とスイスとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続に関する規定等を設けるものである。この議定書の締結により、税務当局間の協力体制が強化されて脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とスイスとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

## 二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文十九箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 事業利得に対する課税に関する規定の新設

事業利得について、外国法人又は非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税において、本支店間の内部取引をより厳格に認識する規定に改正する（第五条）。

### 2 投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定

配当について、親子会社間配当に対する源泉地国免税に係る株式保有割合要件及び株式保有期間要件を改正し、源泉地国免税の対象を拡大する（第七条）。また、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とする（第八条）。

### 3 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の検討（相互協議）で解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する（第十六条）。

### 4 条約の特典の濫用を防止するための規定

条約の特典の濫用を防止するための規定を国際標準に沿った内容に改正し、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない規定を設ける（第十八条）。

### 三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。